

災害時における被災者等の支援に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と大阪府生活衛生同業組合協議会（以下「乙」という。）は、大阪府域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、乙の会員である生活衛生同業組合（以下「組合」という。）が実施する被災者や帰宅困難者等（以下「被災者等」という。）の支援（以下「支援」という。）に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、災害時における被災者等の生活衛生に関する協力体制を確立し、府民の安定した生活の確保を図ることを目的とする。

（支援業務内容及び対象組合）

第2条 乙の支援業務の内容は、次のとおりとし、対象となる組合及び具体的な支援業務は別紙のとおりとする。

- (1) 食材及び食品等の提供
- (2) 避難所等における炊出しの実施
- (3) 避難所等における理容、美容、クリーニングの実施
- (4) 一時避難等としての施設の提供
- (5) 入浴施設の提供
- (6) 水道水、トイレ、避難情報等の提供

（要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対し、支援業務を要請するときは、次に掲げる事項を明示した書面をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電気通信等の連絡手段をもって要請を行い、事後すみやかに書面を乙に提出する。

- (1) 要請する理由
- (2) 要請する内容及び関係組合
- (3) 支援を要する場所
- (4) 支援を要する場所までの道路状況
- (5) 支援を要する場所のライフライン状況、その他支援に必要な事項

2 乙に対する要請は、災害の規模や状況に応じ、市町村が行うことを妨げない。ただし、市町村が要請した場合は、前項内容について市町村は甲に対し報告するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲からの要請があったときは業務の提供を行う組合を決定し、当該要請に関し可能な範囲で協力する。

（費用負担）

第5条 乙の業務の提供による経費については、災害救助法の規定により甲が負担すると認めたものを除き、原則として乙が負担する。

（報告）

第6条 乙は、支援実施後速やかに次に掲げる事項について、書面をもって甲に報告するものとする。

- (1) 支援を行った内容
- (2) 供給した物資の内容及び数量
- (3) 活動日及び活動場所
- (4) 支援対象者人数
- (5) その他支援に必要な事項

（平常時からの防災活動への協力）

第7条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業への協力
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加・協力
- (3) その他、防災啓発事業及び防災訓練への参加・協力

（連絡責任者）

第8条 本協定に関する連絡責任者は、甲においては健康医療部生活衛生室長、乙においては事務局長とする。

（情報交換）

第9条 本協定の運用が円滑に行われるよう、適宜甲乙が相互に情報交換し、必要に応じ資料の提供を行うものとする。

（損失補償）

第10条 本協定による協力について損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議のうえ定める。

（有効期間）

第11条 この協定書は、協定締結の日から1年間有効とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

（疑義）

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年10月20日

甲 大阪府

大阪府知事 吉村 洋文

乙 大阪府生活衛生同業組合協議会

会長 大井 孝

別紙（第2条関係）

対象組合及び業務

組合名称	支援業務内容
大阪府鮎商生活衛生同業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・食材、料理、弁当等食料の提供 ・避難所等における炊き出し支援 ・水道水、トイレ、避難情報等の提供
大阪府麵類食堂業生活衛生同業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・食材、料理、弁当等食料の提供 ・避難所等における炊き出し支援 ・水道水、トイレ、避難情報等の提供
大阪府中華料理業生活衛生同業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・食材、料理、弁当等食料の提供 ・避難所等における炊き出し支援 ・水道水、トイレ、避難情報等の提供
大阪府社交飲食業生活衛生同業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・食材、料理、弁当等食料の提供 ・避難所等における炊き出し支援 ・水道水、トイレ、避難情報等の提供
大阪府料理業生活衛生同業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・食材、料理、弁当等食料の提供 ・避難所等における炊き出し支援 ・水道水、トイレ、避難情報等の提供
大阪府飲食業生活衛生同業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・食材、料理、弁当等食料の提供 ・避難所等における炊き出し支援 ・水道水、トイレ、避難情報等の提供
大阪府喫茶飲食生活衛生同業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・食材、料理、弁当等食料の提供 ・避難所等における炊き出し支援 ・水道水、トイレ、避難情報等の提供
大阪府食鳥肉販売業生活衛生同業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・食材の提供 ・避難所等における炊き出し支援 ・水道水、トイレ、避難情報等の提供
大阪府食肉生活衛生同業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・食材の提供 ・避難所等における炊き出し支援 ・水道水、トイレ、避難情報等の提供
大阪府冰雪販売業生活衛生同業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・氷の提供 ・避難所等における炊き出し支援 ・水道水、トイレ、避難情報等の提供
大阪府理容生活衛生同業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等における理容サービスの提供 ・水道水、トイレ、避難情報等の提供
大阪府美容生活衛生同業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等における美容サービスの提供 ・水道水、トイレ、避難情報等の提供
大阪府旅館ホテル生活衛生同業組合※	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者等への一時滞在場所の提供 ・水道水、トイレ、避難情報等の提供
大阪府簡易宿所生活衛生同業組合※	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴サービスの提供 ・水道水、トイレ、避難情報等の提供
大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴サービスの提供 ・水道水、トイレ、避難情報等の提供
大阪府クリーニング生活衛生同業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者等の衣類・寝具等のクリーニングサービスの提供 ・水道水、トイレ、避難情報等の提供

※宿泊の提供に関しては、別途締結した災害時における協定に基づくものとする。